

八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金

受付期間・比較対象月を
変更しました！！

エネルギー価格高騰により厳しい経営環境にある
中小企業者・個人事業主等を支援します

受付期間:令和5年11月15日(水)～令和6年2月19日(月)(消印有効)

※予算の範囲内で交付するため、早期に受付を終了する場合があります。

● **対象要件** (下記の交付対象者要件および交付要件のすべてに該当する事業者が対象です)

《交付対象者要件》

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団その他の反社会的勢力及びそれらの構成員と関係がないこと。
- (3) 支援金受給後も事業継続の意思があること。
- (4) 政治及び宗教に関連する事業を営む者でないこと。
- (5) 令和5年の対象月時点から継続して八王子市内で事業を営んでおり、前年同月時点で事業を開始していること。
- (6) 八王子市福祉部または子ども家庭部が令和5年度に実施する電気料金やガス料金の一部を補助する事業者支援の交付対象でないこと。
- (7) 八王子市健康医療部が令和5年度に実施する電気料金やガス料金の一部を補助する事業者支援を受けていないこと。
- (8) 国、都道府県及び区市町村から出資を受けていないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に関連する事業を営む者でないこと。

《交付要件》

- (1) 令和5年4月から12月までの電気・ガス料金において、2ヶ月連続で前年同月を上回り、かつ2カ月で合計7万円以上上昇していること。
※ 電気料金またはガス料金単体での申請も可能です。

申請方法等について
詳しくはこちら
(八王子市ホームページ)

● **支給額** (1事業者につき)

支給区分	支給額
7万円以上10万円未満の上昇	5万円
10万円以上14万円未満の上昇	7万円
14万円以上の上昇	10万円



※既に申請済みの事業者で比較対象月の変更に伴い、支給額が変更になる場合は、コールセンターにご連絡ください。

詳しい申請方法等については、右上の二次元バーコードから、八王子市のホームページにアクセスしてご確認ください。申請書等もホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先 《八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金専用コールセンター》

Tel:0120-708-585 (午前9時～午後5時、土日祝日・年末年始除く)